

幼児教育の無償化について

1 幼児教育無償化の概要について

- (1) 実施時期 2019年10月～（消費税率の引上げに合わせて）
 (2) 対象者 全ての3～5歳児（応能負担から応益負担への変更）
 市町村民税非課税世帯の0～2歳児（応能負担のまま）

(3) 対象施設・サービス、無償化上限額

対象施設・サービス	無償化上限額
認可保育所，認定こども園，地域型保育事業，幼稚園（給付対象・私学助成），企業主導型保育事業	<u>全額無償</u> ※幼稚園（私学助成）は，月2. 57万円まで
幼稚園の預かり保育【※1】※幼稚園（給付対象・私学助成）と併せて利用	<u>月1. 13万円まで</u>
・認可外保育施設等（ベビーシッター，認可外の事業所内保育等）【※1】，【※2】 ・一時預かり事業，病児保育事業，ファミリー・サポート・センター事業【※1】	<u>月3. 7万円まで</u> ※無償化対象の0～2歳児は， <u>月4. 2万円まで</u> ※複数サービス利用の場合は，その合計額と上限額とで比較
障害児通園施設	<u>全額無償</u>

※1 無償化の対象となるためには，保育の必要性の認定事由に該当することが必要

※2 指導監督基準を満たしているものに限る（ただし，5年間は経過措置として，指導監督基準を満たしていない場合でも無償化の対象）。

2 国と地方の財政負担について

・ 現行制度・無償化実施後における主な財源・負担割合

施設・サービス	現行の財源	現行の負担割合	無償化後の負担割合
公立保育所	（地方交付税措置）	市 10/10	市 10/10
私立保育所，認定こども園，地域型保育事業，幼稚園（給付対象）	施設型給付	国 1/2 県 1/4 市 1/4	国 1/2 県 1/4 市 1/4
幼稚園（私学助成）	幼稚園就園奨励費補助金	国 1/3 市 2/3	
その他の施設・サービス	—	—	

※ 無償化実施に当たって要する経費について，初年度（平成31年度）は全額国費負担

※ 無償化導入時に必要な事務費について，初年度（平成31年度）及び2年目（平成32年度）は全額国費負担（認可外保育施設等に係る事務費については，初年度から5年間全額国費負担）

3 国で現在検討中の内容（主なもの）

- ・ 支給認定区分による食材料費の負担方法の違いの見直し（2号副食費の実費徴収化）

	1号	2号	3号
副食費	実費徴収 (現行通り)	保育料に含む <u>⇒実費徴収</u>	保育料に含む (現行通り)
主食費	実費徴収 (現行通り)	実費徴収 (現行通り)	保育料に含む (現行通り)

※2号認定児のうち、2歳クラス在籍児は「3号」の取扱いとなる。

- ・ 認可外保育施設の質の確保・向上のための取組
- ・ 申請や支給に係る具体的な事務手続き（利用者，施設，自治体）